基本方針における特定間伐等の実施の促進の目標は、以上のような特定間伐等の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、京都議定書の第二約束期間における森林吸収源の算入上限値である年平均三・五パーセントの吸収量の確保に寄与することとなるよう、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、意欲的な数値目標として設定することが適当である。

二　特定母樹の増殖の実施の促進の意義及び目標

我が国の人工林の多くは、未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあり、人工林面積に占めるおおむね五十年生以上のものの割合は、平成十九年時点では三十五パーセントであったが、平成二十九年には六十パーセント程度に増加すると見込まれる。このような人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下に加えて、資源としての成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれることから、将来にわたり我が国森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るためには、再造林等による伐採跡地の適切な更新が必要不可欠であるとともに、再造林の際、従来の種苗よりも成長に優れたものを広く利用していくことが極めて重要である。

現在の我が国のスギやヒノキ等の主要な造林樹種の種苗の多くは、林木育種の事業によって各地域の森林の中から選抜された優良木である第一世代の精英樹を母樹として、各地域において造成された採種園及び採穂園を採取源とする種穂を用いて生産されているところである。しかしながら、これらの採種園及び採穂園の多くは、首都圏等の一部の地域において近年新たに造成された花粉の生産量の少ない特性を有するスギ等を母樹として構成されたものを除き、造成されてから四十年以上が経過しており、母樹の高齢化による種穂の生産能力の低下が懸念されている。他方、独立行政法人森林総合研究所等において、スギ、ヒノキ及びカラマツの三樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世代の精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代の精英樹の交配により得られた樹木の中からも、成長に係る特性の特に優れた第二世代の精英樹の選抜が進められてきたところである。また、これらの第二世代精英樹等については、材質に係る特性、花粉の発生量に係る特性等についても調査が進められてきたところである。

今後、伐採後の再造林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものを特定母樹として指定し、その増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の新規の造成並びに既存の採種園及び採穂園の母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務となっている。このため、全国森林計画（森林法第四条第一項に規定する全国森林計画をいう。）に定める造林の計画量、造林用種苗に対する多様なニーズの状況等を踏まえ、平成二十五年度から平成三十二年度までの八年間において、特定母樹の増殖の実施を促進し、全国的に特定母樹により構成された種穂の採取源を整備することを目標とする。これにより、その後の十年間以内において、将来の人工造林において必要となる種苗について、特定母樹から採取する種穂によっては生産ができない地域特有のニーズ等に応じたものを除き、特定母樹から採取する種穂により生産することが可能となるよう、その生産体制を整えることを目指すものとする。

基本方針における特定母樹の増殖の実施の促進の目標は、以上のような特定母樹の増殖の実施を促進する意義及び目標を踏まえ、各地域における将来の人工造林の面積の見通し等を踏まえつつ、将来の人工造林に必要となる種苗について、地域特有のニーズ等に応じた種苗を除き、特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、必要に応じ民間による取組を含め、特定母樹の増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された種穂の採取源を整備することを目標に掲げるものとする。この場合、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の地域全体での規模を示すことが望ましい。

第二　特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域（以下「特定間伐等促進区域」という。）は、地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐が適正に実施されていない森林や造林未済地等、特定間伐等（作業路網等の施設（法第五条第二項第三号ハの施設をいう。）の設置を含む。第三の二及び第六の二において同じ。）を実施することが適当と認められる森林の区域を対象として設定するものとする。

第三　特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

一　特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

市町村は、法第五条第一項の規定により作成する特定間伐等促進計画（以下単に「特定間伐等促進計画」という。）に基づき、特定間伐等促進区域において、森林所有者等の意向等を踏まえつつ、次に掲げるところにより、特定間伐等を円滑かつ確実に実施するものとする。

(1)　多様な実施主体による実施の促進

特定間伐等の実施主体は、特定間伐等促進計画に従って確実に特定間伐等を実施することが見込まれる者とし、地域の実情に応じて、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体、特定非営利活動法人、ボランティア団体等の地域における多様な主体を幅広く活用すること。

(2)　計画的な実施時期の設定

特定間伐等の実施時期は、実施主体等の意向を踏まえ、適切な時期を設定すること。

(3)　適切かつ具体的な実施方法の設定

特定間伐等の実施方法は、実施主体等の意向を踏まえ、必要となる方法を適切かつ具体的に設定すること。

また、当該方法は、森林法第五条第一項に規定する地域森林計画及び同法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること。特に、森林法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林が含まれる場合にあっては、地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法に、同法第十条の十第二項に規定する要間伐森林が含まれる場合にあっては、市町村長が通知する当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法に従ったものであること。

法第五条第二項第三号ハに規定する作業路網その他の施設の設置に関する事項として、特定間伐等の実施に必要となる作業路網、土場等の設置場所、設置主体、設置時期、設置規模及び設置方法を記載すること。

また、この作業路網等の設置については、林道の既設開設路線又は地域森林計画に定められている開設計画路線と整合性が確保されたものであること。

(4)　提案制度の積極的な活用

特定間伐等の実施を促進する上で、最も効率的な作業路網の設置方法や間伐等の森林施業の集約化等について、市町村以外の者の自主性及び創意工夫を発揮することが重要であり、法第五条第四項に規定する市町村以外の者による特定間伐等促進計画に対する提案制度について周知・啓発に努めるとともに、当該制度を積極的に活用すること。

二　交付金を充てて実施すべき特定間伐等に関する基本的な考え方

法第六条第二項に基づく交付金を充てて実施すべき特定間伐等の事業は、特定間伐等促進計画に定められた目標の達成に資するよう、特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等促進区域において実施すべき特定間伐等のうち、当該特定間伐等促進区域内の特定間伐等の実施を効果的かつ効率的に推進するため必要となる基盤の整備や隘路の解消等を図る観点から実施するものである。

このため、交付金を充てて行う事業は、当該事業を実施した場合に、当該市町村の区域における各種特定間伐等の実施を促進する波及効果や呼び水効果の高い事業とする。

第四　特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する基本的な事項

特定母樹から採取する種穂により生産される特に優良な種苗を広く普及するため、特定母樹から採取する種穂を地域の生産事業者（林業種苗法第二条第二項に規定する生産事業者をいう。以下同じ。）が広く利用することができるよう、特定母樹により構成された採種園及び採穂園の整備を図るに際し、認定特定増殖事業者（法第十条第一項に規定する認定特定増殖事業者をいう。以下同じ。）以外の生産事業者を含め、地域における種苗の生産体制の整備を図ることが必要である。

このため、都道府県を始めとする地方公共団体、認定特定増殖事業者その他地域の生産事業者等の関係者間において、将来の種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図りつつ、特に優良な種苗の生産のために必要な施設の整備等を計画的に進めていくことが望ましい。